

請求の範囲

- [請求項1] ラジカル重合性化合物（A）と膨張材（B）とラジカル重合開始剤（C）と骨材（D）とを含有し、
前記骨材（D）がセメントを含み、
前記ラジカル重合性化合物（A）100質量部に対して、前記骨材（D）が330質量部～800質量部である
ことを特徴とするラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項2] 前記ラジカル重合性化合物（A）がビニルエステル樹脂とラジカル重合性不飽和単量体とを含む請求項1に記載のラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項3] 前記膨張材（B）が生石灰及びカルシウムサルフォアルミネートからなる群から選択される少なくとも1種を含む請求項1又は2に記載のラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項4] 前記ラジカル重合開始剤（C）が、ヒドロペルオキシドである請求項1～3のいずれか1項に記載のラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項5] 更に金属含有化合物（E）とチオール化合物（F）とを含有する請求項1～4のいずれか1項に記載のラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項6] 前記ラジカル重合性化合物（A）100質量部に対して、前記膨張材（B）が0.3質量部～30質量部である請求項1～5のいずれか1項に記載のラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項7] 前記ラジカル重合性化合物（A）100質量部に対して、前記ラジカル重合開始剤（C）が0.1質量部～10質量部である請求項1～6のいずれか1項に記載のラジカル重合性樹脂組成物。
- [請求項8] 請求項1～7のいずれか1項に記載のラジカル重合性樹脂組成物の硬化物。